

令和6年度第13回男鹿市農業委員会臨時総会会議録

1. 開会日時 令和7年3月24日（月）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 （17名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）戸 部 秀 悦

（委員）

1番 佐 藤 洋 介

2番 加 藤 和 洋

3番 伊 藤 淑 榮

4番 鈴 木 和 俊

5番 高 橋 郁 雄

6番 清 水 司

7番 三 浦 栄 子

8番 原 田 智 也

9番 鈴 木 孫 城

10番 武 田 一 雄

11番

12番 佐 藤 正 樹

13番

14番 山 本 義 則

15番 伊 藤 賢 一

16番 鈴 木 豊 則

17番 鈴 木 誠 孝

4. 欠席委員 （2名） 11番 三浦富美男委員、13番 目黒千衣子委員

5. 報告事項

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 議事案件

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

7. その他

8. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 鎌 田 重 美

局 長 補 佐 鈴 木 俊 市

主 事 浅 井 和 将

9. 会議の概要

局 長

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただ今から、令和6年度第13回男鹿市農業委員会臨時総会を開会いたします。

今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が2件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、お忙しいところ、臨時総会にご出席下さいましてありがとうございます。

今回の臨時総会につきましては、農業公社を利用しなければならない新制度への移行を前に、直前まで既存の方法で契約できるよう配慮したものです。

4月の総会も目前で、皆様にはご負担をおかけしますが、よろしくお願い致します。

局 長

本日は、11番の三浦富美男委員、13番の目黒千衣子委員から欠席の届けがありました。

出席委員数は19名中17名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうか
うお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、12番 佐藤正樹委員、14番 山本義則 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。

続きまして報告事項に入りたいと思います。

報告第16号農地法第18条第6項の規定による申請について、事務局から説明します。

浅 井

議案書1ページをお願いいたします。

農地法第18条の案件でございます。

座って説明させていただきます。

報告第16号農地法第18条、申請番号1号、払戸字大樋148-1。

地目、田、面積688平米、渡人が秋田市のM。

請人が、K。

売買のための解約と言うことになります。

説明は以上となります。

議 長	これは報告であります、何か意見ありませんか。 ないようですので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議事案件に入りたいと思います。 議案第 36 号、農地法第 3 条の移転の許可申請について、事務局より説明させます。
局長補佐	はい。 皆様の議案書の 2 ページをお開きください。 議案第 36 号の案件、農地法第 3 条の案件についてご説明いたします。 説明は座ったままで説明させていただきますので、ご了承ください。 申請番号 1 号、所有権移転の案件であります。 野石字柳原 170－177。 地目 畑。 面積計 1,257 平米。 渡人が秋田市の S、受人が、野石の T、受人の受けに私にからの要望により購入することになっております。 総額 30 万円であります。 所有権移転の案件を説明いたし、説明はこれ以上で終わります。
議 長	只今の事務局の職員説明に、ご意見ございませんか。 (無しの声。)
議 長	無しの声を確認して、申請どおりでいきたいと思います。 続きまして新規の貸借権設定について、よろしくお願いします。
局長補佐	はい。 申請番号 2 号からは使用貸借権と賃貸借権の案件であります。 申請番号 2 号、使用貸借権、船川港仁井山字馬生目 133、他 11 筆。 地目、田 10 筆、畑 2 筆、面積計 24,236 平米。 渡人が船川の S、受人が船川の I。 親子間の経営上の使用貸借権の設定であります。 新規 3 年ということでありました。 無償貸借であります。
議 長	これについて何かご意見ございませんか。 無いことを確認して、親子間の貸借です。よければこれを承認したいと思います。 続いて再設定について議案第 3 号からの説明をよろしくお願いいたします。
局長補佐	それでは 3 番からの賃貸借権について説明いたします。 申請番号 3 号、男鹿中山町字アミダ沢 28 他 2 筆で、地目、田、面積計 9,255 平米。

局長補佐

渡人が男鹿中のK

受人が男鹿中のE、受人から渡人への要望により、新規の3年契約、10アール当たり米1俵であります。

申請番号4号、北浦北浦字長浜明前47、地目、田、面積4,893平米、渡人が東京都のM。

受人が北浦のA。

これは再設定の案件であり、基盤強化法第19条から農地法第3条へ契約方法を切り替えるというものであります。10アール当たり米1俵ということであります。

申請番号5号男鹿中滝川字萱置場95-1他3筆、地目田が3筆、畑1筆、面積計15,437平米。

渡人が船越のB、受人が男鹿中のC。

この件に関しても再設定の案件でありまして、これも基盤強化法第19条から農地法第3条へ切り換えた案件であります。

再設定10年契約の10アール当たり0.7俵ということでありました。

次、続いて3ページをご覧ください。

申請番号6号、払戸字小堤下千間148他6筆、地目、田、面積計7,153平米、渡人が払戸のT、受人が船越の、D。

これも再設定の案件であり、基盤強化法第19条から農地法第3条へ切り替えた案件です。

再設定の5年契約で10アール当たり18,100円。

水利費は貸人負担ということになっております。

申請番号7号は角間崎字樽沢148-1他3筆、地目、田、面積計35,078平米。

渡人が角間崎のK。

受人が、角間崎の農事組合法人F。

これも再設定の案件であり、基盤強化法第19条から農地法第3条へ切り換えた案件であります。

再設定の1年契約、10アール当たり米1俵と水利費は、借人に負担。ということでありました。

以上で説明を終わります。

議長

事務局説明は、新規が1件に再設定などありましたが、質問やご意見ございませんか。

(無しの声)

議長

無しというご意見でありますので、申請通りにしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議案第37号農用地利用集積計画案の諮問に対して、審議を求めることについて、はじははじめに議事参与案件に対する審議を求めることについて専断いたしますので、申請主の17番17番の鈴木誠孝委員、退席お願いいたします。

暫時休憩いたします。

～ 鈴木誠孝委員退席 ～

議 長

では再開いたします。

議案第 37 号、基盤強化法第 19 条、所有権移転の案件で議事参与案件を説明いたします。

局長補佐

皆様のお手元の議案書の 5 ページをご覧ください。
申請番号 1 号、払戸字尻深一番谷地 484、地目、田、面積 1,011 平米、渡人が秋田市の Y。
受人が払戸の S。
総額 51 万円ということであります。
これは渡人の要望により受人が、この田、他を受けるということでありました。
以上で説明を終わります。

議 長

只今の説明について、ご審議お願いします。

(異議なしの声)

無いことを確認して。
申請通りにしたいと思いまのでよろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

～ 鈴木誠孝委員着席 ～

それでは、再開いたします。
引き続き説明をよろしくお願いします。

局長補佐

それでは引き続き、議案第 37 号の所有権移転の案件についてご説明いたします。
引き続き、5 ページをご覧ください。
5 ページの下段、申請番号 2 号から、6 ページの上段の申請番号 3 号まで、同じ受人となりますので、一括させていただきます。
払戸字大樋 144、他 2 筆で地目、田、面積計 1,831 平米。
渡人が払戸の G 他 1 名。
受人が、払戸の H です。
申請番号 2 号に関しては総額 20 万円。
申請番号 3 号に関しては、総額 16 万円であります。
続きまして、6 ページの申請番号 4、払戸字尻深二番地 345-1 他 9 筆、地目、田、面積計 8,569 平米。
渡人が秋田市の J、
請人が払戸の S。
総額 255 万円であります。
続いて 7 ページをご覧ください。

申請番号 5 号、払戸字尻深二番谷地 484。
地目、田、面積、1,011 平米。
渡人が秋田市の L、受け人が払戸の N。
総額 30 万円であります。
申請番号 6 号、脇本富永字後沢 63-1 他 12 筆、地目、田、11 筆、畑。
2 筆、面積計 6,496 平米。
渡人が脇本の O。
受人が脇本の合同会社 P。
総額 200 万円であります。
続いて 8 ページをご覧ください。
申請番号 7、所有権移転です。
払戸字新城 15。
地目、田、面積 505 平米。
渡人が払戸の Q。
受人が払戸の R、総額 15 万円であります。
いずれも所有権移転に関しては、渡人からの要望により、請人が買い取りするという内容になっております。
以上で説明を終わります。

議 長

これについて、なんかご意見ございませんか。

(異議なし、の声)

異議なし、の声がございましたので、申請どおりとしますので、よろしく願いいたします。続いてお願いします。

局長補佐

引き続きまして、同じく議案第 37 号の貸借権設定の案件をご説明いたします。
9 ページをご覧ください。
先に新規申請の案件をご説明いたします。
申請番号 8 号、払戸字大樋 166-1、地目、田、面積 1,418 平米、
渡人が払戸の U。
受人が払戸の V。
新規の 2 年 8 ヶ月の契約、10 アール当たり米 1 俵、水利費は、借人負担ということになっております。
これは両人のほかの田の契約もありまして、その契約の末日に更新日に合わせて設定するというので、中途半端に 2 年 8 ヶ月というような契約期間となっております。
申請番号 9 号は角間崎字新福田 21、他 1 筆、地目、田、面積計 5236 平米
渡人が角間崎の W。
受人が鵜木の X。
新規 5 年契約の 10 アール当たり米 1 俵。
水利費は借人負担ということになっております。
これも渡人からの要望による新規借入という形になっております。
以上で新規申請の関係に関しては、説明を終わります。

議 長

これについて何かご意見ございませんか。

(無しの声)

無しの声を確認して、申請どおりとしたいのでよろしくお願いします。
それから次、議事参与案件であります但本日は欠席しておりますので、
このまま進行していきますので、よろしくお願いいたします。

局長補佐

それでは、議案書の 10 ページをご覧ください。
これ以降は更新の案件になりますので、契約の詳細は割愛させていただきます。
10 ページの申請番号 10 から翌 11 ページの申請番号 13 号まで、同じ受け
人となりますので一括で説明いたします。
脇本浦田字新田 24 番地 1、他 11 筆。
地目、田、面積計 21,589 平米。
渡人が脇本の Z 他 3 名。
受け人が脇本の A A。
すべて再設定の 5 年契約であります。
続きまして 12 ページをご覧ください。
申請番号 14 号が角間崎字新樽沢 40 他 2 筆で、地目、田、面積計 13,653
平米。
渡人が五城目の A B。
受人が払戸の A C。
再設定の 10 年契約であります。
申請番号 15 号野石字野石新田 120 他 3 筆、地目、田、面積計 17,921 平
米、渡人が、野石の A D。
受人が、野石の A E。
再設定の 10 年契約であります。
続いて 13 ページをご覧ください。
申請番号 16 号、北浦北浦字仏供田 76 他 2 筆で、地目、田面積計 4,140
平米。
渡人が北浦の A F。
受人が北浦の A G です。
再設定の 5 年契約であります。
申請番号 17。
男鹿中浜間口字下久保田沢 45-1、地目、田、面積 5,541 平米、
渡人が男鹿中の A H
受人が男鹿中の A I。
再設定の 3 年契約であります。
続いて 14 ページをご覧ください。
申請番号 18、船越字草根 198 他 2 筆で、地目、田、面積計 4,342 平米。
渡人が払戸の A J。
受人が払戸の A K。
これは、再設定の 5 年契約であります。
以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの事務局の説明について何かご意見ございませんか。

(無しの声)

ありませんということですので、申請どおりとしたいと思います。
これで全ての議案の審議が終了いたします。
どうもありがとうございました。

その他に入りたいと思いますので、事務局お願いします。

浅井主事

それではその他で皆さんお手元に、男鹿市売買価格情報（田、畑）と男鹿市賃借料情報というもの、あと1ヶ所ホチキス止めのものお手元にあると思います。

1枚目が、令和5年の1月から12月までの男鹿市の農地の貸借価格の地区ごとのと、売買価格、それぞれ地区ごとのものとなりますが、2枚目一番上が令和6年の8月1日から、12月までに権利移動した価格となっております。

あくまで参考価格といいますか実績に基づいて出した価格になりますが、賃借料に関しては、下の米印にあります、令和6年産のJA概算金価格の、一俵16,800円に換算した価格で表示させていただいております。

こちらは、広報の5月号の方に掲載する予定としておりますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上です。

議 長

ただ今の説明について何かご意見ございませんか。

(無しの声)

議 長

無しでよろしいですか。

なければ、次に進めたいと思います。

事務局からその他ということで、皆様のお手元に本日配付しました、令和7年度男鹿市農業委員会定例総会開催予定表（案）というものであります。

浅井主事

これも、例年と同じように、月初めの総会と設定しておりまして、打ち合わせは25日前後になっておりますので、ご周知してください。

また、あくまでも開催予定表ということで、総会の打ち合わせによっては、日取りが変わる場合もあるということで、こちらもホームページの方に掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議 長

なにか質問ありませんか。

(無しの声)

議 長

無いこと確認して
なければ、局長から報告があります。

局 長

人事異動の内示が入りました。
4月から事務局長で、今現在北浦のコミュニティーセンターのセンター長
であります、濱野勇幸さんが農業委員会事務局長に就任することになっ
ております。
あと鈴木局長補佐、浅井主事、佐藤会計年度職員は、農業委員会に残留
することになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
はじかれた私は、今年で役職定年になりますので、平に降格になり、椿
コミュニティーセンターでセンター長をすることになりました。
椿地区に来ることがありましたら、寄っていただきたいのでよろしくお
願いいたします。今までのご厚情に対しまして感謝申し上げます。
どうもありがとうございました。

議 長

ほかに、皆さん何かご意見ございませんか。

無いことを確認して。
今回もありがとうございました。